

活 動

地方六団体

地域主権関連3法案成立求め緊急声明
— 寺島全国町村会常任理事などが要請活動 —



△重野社民党幹事長（左端）



△高嶋民主党筆頭副幹事長（右端）に要請。左端が寺島常任理事



△大島自民党幹事長（左）と寺島常任理事（右）



△福田民主党衆議院総務委員会理事（左端）に要請

全国町村会など地方六団体は、5月21日、「国と地方の協議の場」の設置法案など地域主権改革の関連3法案を国会中に成立させるよう求める「地域主権関連3法案の今国会成立を求める緊急声明」を発表した。

緊急声明は、「国と地方の協議の場」に関する法律案、「地域主権改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案」、「地方自治法の一部を改正する法律案」の3法案は、地域住民が自らの判断と責任において地域の諸課題に取り組む真の分権型社会の実現のために必要不可欠であることから、必ず今国会において成立することを求める内容となっている。

また、地方六団体の代表は24日、地域主権関連3法案の早期成立を求め、政府・与野党に対する要請活動を行い、本会からは寺島光一郎常任理事（北海道乙部町長）が参加した。緊急声明は以下のとおり。

地域主権関連3法案の今国会成立を求める緊急声明

政府は、地域主権関連3法案を国会に提出した。参議院においては既に可決され、衆議院に回付されているところである。

「国と地方の協議の場に関する法律案」は、地方が長年にわたって要請してきた国と地方の協議の場の法制化を実現するものであり、画期的なものと評価している。

また「地域主権改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案」は「地域主権戦略会議」を法的に位置づけ、地方分権改革の重要な推進拠点とするともに、地方自治体の自由度を高め、地方の創意工夫を活かした住民本位の施策を推進する上で不可欠な義務付け・枠付けの見直しを行うものである。

さらに「地方自治法の一部を改正する法律案」は、議決事件の範囲の拡大など、地方議会の自主性・自律性を高め、その機能をより発揮していくために極めて重要なものである。

これら3法案は、地域住民が自らの判断と責任において地域の諸課題に取り組む真の分権型社会の実現のために必要不可欠なものである。昨年の総選挙に当たり、与野党とも地方分権の推進を明示されたところであり、必ず今国会において成立させるよう強く求める。

政 策



政策解説

生産性を高めて林業再生へ ―平成22年版森林・林業白書―

政府は4月27日、平成22年版の森林・林業白書を閣議決定した。山村地域の活性化や地球温暖化防止に向け、林業の立て直しを重視する鳩山前政権は、昨年12月に「森林・林業再生プラン」を策定。白書はこれに沿って、林業の生産性向上に必要な路網整備、機械化、施業集約、人材育成などを中心に、「森林の持つ多面的機能の発揮と、林業の持続的かつ健全な発展」（赤松広隆前農林水産相）を目指す取り組みを幅広く紹介している。

儲かる林業の実現

冒頭のトピックスで真っ先に取り上げた森林・林業再生プラン。▽森林の有する多面的機能の持続的発揮▽林業・木材産業の地域資源創造型産業への再生▽木材利用・エネルギー利用拡大による森林・林業の低炭素社会への貢献―の3点を基本理念として、「コンクリート社会から木の社会」への転換を目指している。

こうした取り組みの結果、現在2割程度に過ぎない木材自給率を、10年後は50%以上に高める数値目標も設定した。

具体策として、需要と供給の両サイドから林業再生を支援。供給側では木材搬出に必要な路網の整備、複

数の森林所有者の同意を取り付けながら施業を集約化、大規模化するこことによるコストの削減、高性能機械の導入やそれを使いこなせる人材の育成を推進。効率的な林業経営と安定的な供給体制を確立して「儲かる林業」を実現させる。

既に林野庁は、木材の伐採や搬出作業の効率化に役立つ先進的な機械を導入し、作業システムを開発する取り組みを、北海道鶴居村、静岡県富士宮市、広島県西部、高知県香美市、宮崎県椎葉村の5地域で進めている。

公共建築物に国産材を

一方、林野庁は需要側についても住宅、公共建築物、木質バイオマスなどでの木材利用の拡大を促している。

政策

国や自治体の庁舎、学校の校舎、公営住宅といった公共建築物で建材や内装材としての国産木材の利用を拡大させるため、政府は今国会に「公共建築物等における木材利用促進法」を提案。同法はその後、衆院審議の段階で与野党が修正協議を行い、木材利用を促す対象を民間住宅や木質バイオマスなどにも広げる内容とした上で、5月19日に全会一致で可決、成立している。

トピックスではこのほか、地元産木材の活用例として、秋田市の公立大学法人国際教養大学図書館や、高知県梶原町の役場庁舎なども写真付きで紹介した。

公共建築物での木材利用については、第V章「林産物需給と木材産業」でも詳しく述べている。それによると、公共建築物における木造の割合は着工床面積ベースで約1割と低位。このうち公立学校施設の多くは昭和40～50年代に建てられ老朽化しており、平成21年の文部科学省調査では、竣工後30年以上経過した校舎が約半分を占めた。

白書は「木材利用を学校施設で推進することは、豊かな教育環境づくりを進める上で大きな効果が期待できる」と指摘する。

学校施設での木材利用の先進的な

取り組みについては、栃木県茂木町の茂木中学校を紹介。町有林の樹齢70～90年生のスギやヒノキで改築し、残った木材で生徒の机やいすを造った。木材調達から学校建設に至るまでの経緯も教え、校舎を丸ごと教材として活用しているという。

利用期に入った人工林

特集に当たる第I章は、「林業の再生に向けた生産性向上の取組」を取り上げた。

日本の森林は戦時中、乱伐によって荒れ果てた。しかし現在は国土面積（3779万ヘクタール）の66%に当たる2510万ヘクタールを森林が占め、先進国ではフィンランドに次ぐ森林率を誇る「世界有数の森林国」となっている。

白書は、森林の中でも約1000万ヘクタールは、戦後を中心に植林されたスギやヒノキの人工林で、その多くはおおむね50年生以上の「利用適齢期」に入りつつあると指摘。こうした高齢級の人工林は、平成18年度末時点で全人工林の35%に過ぎないが、10年後には6割に達すると予測する。

一方、中国など新興国の木材需要の増加、主要木材輸出国のロシアに

よる丸太の輸出引き上げなど、今後も安定的に外材を輸入できるかどうか不透明な情勢だ。国産材の供給態勢を整えることは、それに伴う地域雇用の創出や地球温暖化対策などにも役立つ。

ところが、日本の林業は採算性の悪化、森林所有者の施業意欲の低下、林業産出額・林業所得の減少、林業就業者の減少・高齢化などが連鎖して進み、長期的に低迷している。こうした悪循環を断ち切るためには、採算性の向上が不可欠だと強調した。

具体的には、林業の生産性が高いドイツやオーストリア、スウェーデンなどで導入が進んでいる高性能林業機械を紹介。路網についても、簡易で耐久性が高い手法を使って開設する必要があるとしている。

また民有林では、間伐材の搬出が約3割にとどまり、ほとんどが放置される「伐り捨て間伐」になっていると推定。間伐材の商品化も併せて進めることが、林業経営の収益改善につながるとの見方を示した。

一方、前回の21年版白書で特集した地球温暖化問題の対応については第II章に記載。具体例として、施設内で使う重油ボイラーを木質バイオマス利用ボイラーに転換した鹿児島県肝付町の養鰻業者を取り上げた。

ここで使う燃料用の木材チップは年間約1500トンに及び、大隅半島周辺で産出された間伐材を地元製材工場が加工している。この取り組みによって年間約1200トンの二酸化炭素の排出が削減され、国内クレジットが発行される見込みだという。

施業集約化の担い手は

私有林は面積が狭小で零細な所有者が多く、単独で森林施業を進めることが困難であることも、林業全体の生産性を押し下げる要因となっている。このため第IV章の「林業・山村の活性化」では、森林組合や自治体といった公的プレーヤーが、施業の集約化に向けて複数の所有者の説得などに当たる必要があるとして、とりわけ森林組合等の林業事業体に主導的な役割を求めている。

農水省は平成20年、素材生産を行う林業経営体の意向調査結果をまとめている。それによると、森林施業の集約化の主体について、36%は森林組合を挙げたが、地方公共団体とした回答も21%に上った。

施業の集約化に当たっては、森林所有者の特定や境界の明確化、森林現況の詳細な情報収集が課題だとする。境界の明確化について林野庁は、

政 策

※参考 我が国の木材供給量（用材）と自給率（丸太換算）の推移

	木材供給量 (単位：万m ³)			自給率 (%)			
	国産材	外材	計	用材計	製材用材	パルプチップ用材	合板用材
S30	4,279	248	4,528	94.5	99.3	95.1	19.3
31	4,524	328	4,852	93.2	99.1	92.5	16.6
32	4,771	350	5,121	93.2	98.7	92.1	19.3
33	4,379	422	4,801	91.2	94.1	96.6	21.6
34	4,544	569	5,112	88.9	92.5	94.7	16.4
35	4,901	754	5,655	86.7	89.5	91.9	17.4
36	5,082	1,075	6,157	82.5	84.0	90.2	15.1
37	5,080	1,315	6,396	79.4	80.7	89.6	14.8
38	5,112	1,664	6,776	75.4	76.5	84.6	13.6
39	5,166	1,917	7,083	72.9	73.7	83.8	12.1
40	5,038	2,016	7,053	71.4	72.5	82.5	11.9
41	5,184	2,504	7,688	67.4	68.4	79.0	11.5
42	5,274	3,321	8,595	61.4	60.6	77.3	9.3
43	4,896	4,284	9,181	53.3	53.1	67.4	8.4
44	4,682	4,875	9,557	49.0	48.5	65.0	7.5
45	4,624	5,644	10,268	45.0	44.1	63.2	6.0
46	4,597	5,544	10,141	45.3	44.0	64.7	6.4
47	4,394	6,256	10,650	41.3	41.6	56.1	6.2
48	4,221	7,537	11,758	35.9	38.7	44.1	4.7
49	3,947	7,357	11,304	34.9	36.9	41.6	5.5
50	3,458	6,179	9,637	35.9	37.9	41.9	5.5
51	3,576	6,685	10,261	34.9	37.2	41.1	5.1
52	3,423	6,762	10,185	33.6	36.3	38.6	5.2
53	3,256	7,086	10,342	31.5	35.6	33.9	4.4
54	3,378	7,600	10,979	30.8	35.6	32.1	4.3
55	3,456	7,441	10,896	31.7	36.9	32.9	4.0
56	3,163	6,020	9,183	34.4	40.1	35.9	4.1
57	3,215	5,800	9,016	35.7	41.7	37.6	4.2
58	3,232	5,885	9,116	35.4	42.2	37.4	4.1
59	3,287	5,849	9,136	36.0	42.6	38.4	4.3
60	3,307	5,983	9,290	35.6	42.2	39.0	3.9
61	3,161	6,289	9,451	33.5	40.9	35.4	3.7
62	3,098	7,229	10,328	30.0	39.1	31.7	2.9
63	3,100	7,528	10,628	29.2	35.0	28.8	2.9
H元	3,059	8,326	11,385	26.9	33.4	25.9	2.6
H2	2,937	8,179	11,116	26.4	33.4	25.1	2.4
3	2,800	8,420	11,220	25.0	33.2	22.1	2.2
4	2,717	8,137	10,853	25.0	34.1	21.3	2.0
5	2,560	8,279	10,839	23.6	33.8	18.4	1.9
6	2,448	8,502	10,950	22.4	34.2	14.9	1.8
7	2,292	8,901	11,192	20.5	32.3	13.3	1.6
8	2,249	9,001	11,250	20.0	32.5	12.9	1.4
9	2,157	8,834	10,991	19.6	31.9	12.6	1.3
10	1,933	7,273	9,206	21.0	36.1	12.9	1.4
11	1,876	7,905	9,781	19.2	32.2	12.3	1.1
12	1,802	8,124	9,926	18.2	31.3	11.3	1.0
13	1,676	7,449	9,125	18.4	31.7	11.6	1.4
14	1,608	7,205	8,813	18.2	32.0	11.6	2.1
15	1,616	7,104	8,719	18.5	32.3	11.6	2.8
16	1,656	7,325	8,980	18.4	32.7	11.2	3.9
17	1,718	6,868	8,586	20.0	35.2	11.8	6.9
18	1,762	6,917	8,679	20.3	35.3	12.2	8.3
19	1,863	6,374	8,236	22.6	39.3	12.6	14.5
20	1,873	5,923	7,797	24.0	40.9	13.5	20.8

始まった「林建共働」

平成21年度から財政的に支援しており、今後は国土交通省が進めている林地の地籍調査も併せて、行政側が積極的に関与するケースが増えそうだ。

第IV章は、第I章で拾いきれない部分を詳細に記している。この中では、林業と建設業との連携を意味する「林建共働」についても初めて具体的に取上げた。

建設業は「地域経済や雇用の約1割を担う基幹産業」。しかし公共事

業予算の減少、景気の悪化などを背景にいずれの地場建設業者も経営環境は厳しく、農業など他産業への転換を図るケースも出ている。

そんな中、人材不足に悩む森林組合などの林業事業者と、人材や機材、技術、ノウハウを活用して新たなビジネスチャンスを求める建設業者が手を組み、路網整備や間伐などの森林施業で連携する動きが全国的に広がりをみせ始めているという。

具体例として、岐阜県飛騨地方の森林組合と建設業者などが平成20年5月に設立した、初の林建共働とされる「ひだ林業・建設業森づくり協

議会」を紹介。

ノウハウや技術、機械を相互に補完する仕組みをつくっているほか、森林・林業に関する座学研修、作業路づくりや間伐作業の現地研修、林業先進地の視察などを行っている。

白書は、こつした取り組みが林業の担い手確保、山村地域の経済活性化につながるかと期待を寄せた。ただ、建設業者などの他業種が林業に参入する際の課題にも触れ、「地形・地質に応じた路網開設技術や伐採・搬出等の林業作業の技術・知識等の習得、労働安全衛生の徹底、森林所有者からの信頼確保」などが必要だと

指摘した。

このほか「副業的な林業」についても具体例を取り上げた。高知県いの町の特定非営利活動法人「土佐の森・救援隊」では、地元に住む社員や農業経営者、退職者ら80人以上の多様な会員が、休日や農閑期などを使って地域の森林で木材搬出作業に参加できる。労働の対価は、地元通貨券「モリ券」。地域の資源と人材を活用して域内経済を循環させようと、総務省が進めている「緑の分権改革」とも重なるユニークな試みだ。(時事通信社記者 本間賢彦)

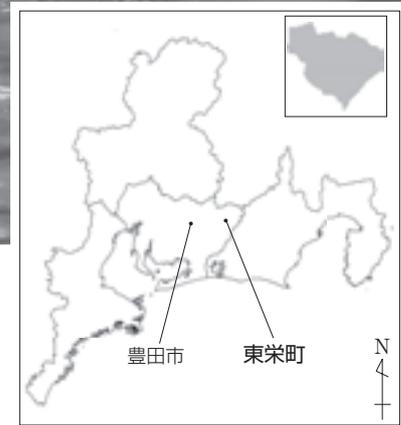
地域資源を活かした活性化策

現地レポート

現代ゆいの提唱

～上下流の協働で再生する水源の里～

▷「水源は、上下流域住民が協働で保全すべき」 現代版「ゆい」の提唱



とう えい ちょう 愛知県 東 栄 町

水源地はだれのものか

愛知県の北部に位置する東栄町は、いわゆる水源地としての役割を担う山間地域であるが、近年、過疎や高齢化に伴って発生する農林業の衰退によりその多面的機能さえも失ってしまう危険性をはらんできた。このことに危機感を覚えた住民の有志が一同に会して得た結論は「上流域水源地は、そこに暮らす住民だけのものではなからう」である。

つまり水源地とは、下流域の住民にとっても暮らしの上で欠くことのできない重要な存在なのではないか。それならば水源地の環境は「上下流が協働で保全すべき」と結論付けたのが現代版「ゆい」の提唱である。その昔、集落内の協働作業システムとして発祥したこの制度を、上流域と下流域の関係に置き換えて再構築しようとする試みである。名付けて「ゆいのまちづくり戦略会議」。

基本的なコンセプトを「水源地の保全は農林業の再生から始まる」とし、水源地の自然を上下流の共有資源と位置つけた。さらにその先に望まれるものは上下流相互の理解と合意である。それゆえに我々はこのプロジェクトの到達点が、遠い先であることを予感した。過去の活動から、

フォーラム



△食への関心に注目！「地産地消の料理教室」から再生ボランティアへ

都市の住民に山間地の現状を知ってもらうための手段として、食への関心に着目した。山間地域の自家消費食材を持ち込み、名古屋市内で「地産地消の料理教室」を開催し、その中で山間地（水源地）の現状と衰退する農林業の窮状を報告した。そこ

知ってもらうための一歩

山村と都市の価値観の差を痛感してきた経緯があり、両者の間に合意をとりつけるには膨大な時間とエネルギーが必要なことを熟知していたからである。しかし今、それを乗り越えて一歩を踏み出さなくてはならない窮地にあることも紛れのない事実である。

から、農業体験講座を通しての遊休農地の利用拡大や耕作放棄地の再生ボランティアへの参加者を募る試みである。約八十名の教室参加者中十二名が農業体験講座へと移行し、まずまずの結果を残した。しかし、その大半は料理教室が目的であり水源地への関心の低さが改めて浮き彫りになる結果でもあった。そこで情報発信の対象を拡大し、地域新聞に募集記事をリリースしたところわずが一週間で定員に達し、改めてメディアの威力を痛感した。ちなみに募集定員は農業体験講座を述べ八十名、耕作放棄地再生ボランティアを述べ三十五名と設定した。



＜農業体験講座…耕運機の取り扱い講習

▷農業体験講座…種まき風景



食と農を結ぶ初級農業体験講座

目的は山間地の現状を知ること。都会の人々が普段消費している農産物などが、どのような場所で、どのような人により、どのような経過で生産されているのかを知ることにより、食の安全性のみならず生産地の実情を目の当たりにして、感動や感謝を喚起し、やがて水源地保全への協働意識を引き出すのが狙い。従ってプログラムは栽培技術よりも農家（指導員）との会話や交流を重視した。約千平方メートルの遊休農地を借り上げ、八月半ばから始まった農作

いま、地域における耕作放棄地面積は、加速しながら急増を続け、減速点が見えない状況にある。しかも遊休農地に比べて耕作放棄地の場合、水源地機能に与える影響は格段に大きい。そこで田舎暮らしに関心のある都会のひとびとをボランティアとして募集し、耕作放棄地の再生実験に取り組みながら水源地への理解を深めてもらい、農地保全のためのシステムづくりを進めたいと考え

よみがえれ実りの大地！耕作放棄地の再生ボランティア

業は隔週の土・日を利用して行なわれた。猛暑の中での草刈りに始まり、土づくり、種まき、除草作業など、都会の人が慣れない手つきで作業を進める。地域の指導員は必要最小限のアドバイスを行ないながら、後方支援に回って見守る。作業の後には、様々な質問が飛び交う交流の時間が設けられ、山間地農業の衰退状況から水源地における重要性へと話題を誘導していく。体験のプログラムは六回にわたり、最終日の収穫作業では満足そうな参加者の笑顔が印象的であった。この日の収穫野菜は、秋作ジャガイモ、大根など五種類で、参加者は延べ七十四名となった。

フォーラム

◀再生前の耕作放棄地



◀ボランティアによる伐開作業



◀NPOによる抜根作業



た。従来から地域づくりに関わる地元スタッフと都会からのボランティアが協働で耕作放棄地を再生し、その後はボランティア自身の手で自主的に農地の管理運営をしてもらう実証実験である。その内容は再生された農地を利用してブルーベリーの栽培を行ない、ボランティア参加者がその収穫権を保有することにより農地の管理を継続していく。

ボランティア作業は、八月一日から毎週、土日の一泊二日で行なわれた。一回目の伐開作業は雨の中でスタートしたが二十年以上放棄された農地は雑木が林立しほとんどジャングル状態。チェーンソーや刈り払い機

による作業も一時間で数平方メートルがやっつとで、予定の面積六百平方メートルを目指すスタッフの間には大きな不安が先行した。そこで二回目以降は三倍の機材を投入することにより作業の進捗を図ることとし、ボランティア作業の間にもスタッフによる継続作業が連日行なわれた。その結果予定通り三回目までの間に伐開作業は無事終了し、次の抜根作業に着手できることとなった。放棄地内に群生していた雑木は大きなものでは直径三十七センチメートルを超えるものもあるなど抜根作業も困難を極めたが、資格を有するNPOのスタッフが大型の建設機材を操縦

を見込んでいたが、参加者が次々と友人知人を誘い込み、終ってみれば延べ参加者数は百五十八名にのぼった。都市部における水源地向への関心は決して高くはないと判断しているが、ボランティア作業という達成感を伴う行動と、ブルーベリーのオーナーという魅力が相乗効果をもたらしたものと思われる。

その後、植栽された苗木は順調に成育を続け、参加者たちは管理組織を設立して継続的な活動を展開している。再生された耕作放棄地は、今回の実験では約六百平方メートルと小さな面積であったが、山村と都市の協働による「水源地向保全」のシステムづくりの基礎としては大きな一歩であったと考えている。

加えておきたい。

ボランティア作業は九月の上旬まで十回に渡って実施された。当初の募集定員は盛夏の過酷な作業を考慮して一回五名とし、七回で三十五名



▷いよいよ再生へ！
六十本のブルーベリー苗木を植栽

フォーラム

山村と都市の協働
価値観の差を埋めるために

かつて長期間にわたりこの種の活動に参加してきた山村側のメンバーにとって、山村と都市の価値観(暮らし方)の相違は容易に解決できない難問としていまだに残されている。今回のプロジェクトでも随所にそのトラブルは発生した。山村側の思惑(協働体制づくり)と都市側の要求(山村への理想)が衝突する。プロジェクトの流れが、経過とともに訪問者と接待者の関係になってしまつた。そこから要求と拒絶が始まつて振れが発生する。山村側と都市側が対等に協働体制を築くことは、想像以上に困難な作業である。

このプロジェクトでは、これらの摩擦を最小限とするために徹底した議論の場を設定した。それぞれ作業の後に設けたこの時間は、結果として一定の効果をもたらしたように思える。時には夕食を共にしながら、それぞれの想いをさらけ出すことで徐々に理解が生まれた。山村と都市の交流といながら、実は人と人との交流であることも双方が納得した。都市側が山村の資源を求めてくることが、実は山村で喜ばす「人に逢いに行くことである」とも理解

できた。これらの経過から得た結論は「立場を変えた協働」である。都市の人々がいま山村に暮らし、山村の人々がいま都市に移り住んだしたら、それぞれ相手方になにを望むか。そう考えると、理解ある協働が生まれてくるように思える。最後にこれこそが我々の提唱する「現代ゆい」の精神であることを述べておきたい。

(特定非営利法人ななさとくべるーぶ専務理事 伊藤 俊弼)



▷最後は笑顔で！達成感が人をつなぐ

平成22年度トップマネジメントセミナーのご案内

テーマは「地域が支える医療」

全国市町村国際文化研修所(JIAM)

議員、NPOや住民組織の代表等各8名を予定)

4、経費

8、200円

5、申込期限

7月15日(木)まで

6、申込方法

JIAM HP (http://www.jiam.jp) から「受講申込書」及び「申込時アンケート」をダウンロードし、必要事項を記載の上、JIAMまで FAX(077-578-5906)にてお申し込みください。

7、その他

募集人数を上回るお申込をいただいた場合の扱いなど詳細は、JIAM HPをご覧いただくか、左記までお問い合わせください。

8、問い合わせ先

(財)全国市町村研修財団

全国市町村国際文化研修所(JIAM)

M) 教務部

T52010106

滋賀県大津市唐崎2丁目13番1号

TEL: 077-578-5932

FAX: 077-578-5906

E-mail: kenshu@jiam.jp

〔開催要領〕

1、日程

平成22年8月19日(木)～20日(金)

1泊2日

2、場所

全国市町村国際文化研修所(JIAM)

M)(滋賀県大津市唐崎2丁目13番

1号)

3、募集人数

24人(市区町村長等、市区町村議会

町村Navi

福島県飯館村

飯館村ラオス交流事業で 覚書

村はこのほど、NPO法人アジア教育友好協会(AEFA)と、ラオス人民共和国ドンニヤイ村ドンニヤイ小・中学校との交流について覚書を締結した。村は、AEFAによるドンニヤイ中学校建設を支援するほか、ドンニヤイ小・中学校の教科書・教材等の支援などを行う。

同事業は、ラオスのドンニヤイ小・中学校との交流を通して、村の子どもの国際人としての豊かな人間性を育むことなどが狙い。覚書の有効期間は平成24年3月31日まで。

AEFAはドンニヤイ中学校(4教室+ドレイ+井戸、総工費400万円)を2010年11月に着工し、2011年5月末までに完成させる。村は建設資金として2年間で250万円を限度に支援する。

埼玉県神川町

事業仕分けスタッフを募集

町は、行財政改革を推進するため、「事業仕分け」を実施する。「事業仕分け」は、鳩山政権が実施して注目を集めたが、町の行う事業を洗い直し、その事業が真に必要なか、必要ならばどの機関が行うべきかを議論

し、実施主体を仕分けることによりそれぞれの事業のムダを無くし、行財政全体の改革を図るもの。

このため、町では、事業仕分けスタッフを10名(予定)募集。募集するスタッフには、仕分けに参加してもらい、事業に対する意見をもつ、事業の仕分けをしてもらう。

募集は6月10日まで。資格は満20歳以上(平成22年5月31日現在)で、平日の会議に出席できる人。任期は平成22年7月から平成24年6月までの2年間となっている。

兵庫県多可町

住民による「まちの通信簿」作成へ

町は、「住民満足度調査」を実施した。総合計画の中間見直しの参考にするため実施したが、町では今後同調査を継続し、町の各種行政サービスに対する住民による「まちの通信簿」と位置づける。

調査は、区長会・婦人会・子ども会等の役員や18歳以上の住民(無作為抽出)ら1,200人を対象に3月に実施(回収率は52%)した。

調査内容は、既に完了した防災情報システムや学校耐震大規模改造に対する評価のほか、幼保一元化やコミュニティバス運行、交流イベントの「重要度」も尋ねた。このほか、町がこれまで進めてきた下水整備や

農業振興、子育て、高齢者福祉などに対する「現状の満足度」「今後の重要度」の評価も尋ねている。

近く集計結果をまとめ公表するが、これまでのところ、町には大企業など働く場が少ないことへの不満が多く、「雇用確保」への期待が高いほか、町の行財政改革徹底やまちづくり事業への期待も高いことが分かった。

福岡県粕屋町

3部制を導入、総合窓口も実施へ

町は、行政組織改革の一環として今年度から「部制」を導入。3部・17課体制とした。さらに、7月から「総合窓口」も導入し、町役場に訪れた住民にワンストップサービスで対応する。

新設するのは「総務部」「住民福祉部」「都市政策部」の3部。これに併せて、各課も「協働のまちづくり課」「収納課」や「経営政策課」「子ども未来課」なども新設・再編した。また、「総合窓口課」では税諸証明や戸籍、住民台帳、火葬認可、児童手当、国保、年金、住居表示などをワンストップで対応する。さらに、窓口前には「コンシェルジュ」も配置し、来庁した住民の相談に総合的に対応する。

行政にも民間の発想を導入。町長

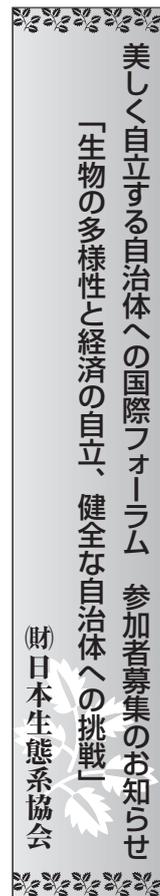
熊本県五木村

各集落に担当職員を配置

村は5月から、住民の要望などにきめ細かに対応するため、村内にある全36集落を29地区に分け、担当職員計31人をそれぞれに配置して住民の意見を直接聞く取り組みを行っている。総務省の過疎問題懇談会が創設を提言し制度化された「集落支援員制度」も「集落への『目配り』として、集落の巡回、状況把握等」を行い、集落の住民らと集落対策を推進するものだが、村は「職員が直接集落の訪問等を行うことでより迅速な対応ができる」とし、職員の配置を始めた。

具体的には、集落を担当している職員が住民との座談会を月2回開催。5・6月は住民から現状の課題等についてヒアリングし、地域の課題を詳細に把握する。その後、検討が必要な地域課題などについて住民とともに検討し、課題解決の方向性を見出す。

情 報



美しく自立する自治体への国際フォーラム 参加者募集のお知らせ
 「生物の多様性と経済の自立、健全な自治体への挑戦」
 (財)日本生態系協会

生物の多様性は、私たちの豊かな暮らしの基盤としてなくてはならないものです。多様な生きものをはじめとした健全な生態系があつてはじめて健全な経済や社会がなりました。私たちの暮らしは存続できます。自然を浪費する時代から、世界が力を合わせて生物の多様性を守り育むことで、自然を貯蓄し経済的な果実を得る時代へと転換していく必要があります。今年の10月には、愛知・名古屋で開催される「生物多様性条約の第10回締約国会議(COP10)」が控えています。

りや企業活動、生物の多様性を守る取り組みに関心のある全ての個人・団体。(参加費無料)

6. 定員：450名

7. プログラム

(1) 開会 12:30(受付開始12:00)

(2) 海外ゲストスピーチ・講演

「フォルクスワーゲンの生物の多様性を守る取り組みと社会的責任」
 フォルクスワーゲン・グループ 環境担当統括責任者 ギュンター・ダンメ氏

(3) 基調講演「健全な生物の多様性が美しい社会をつくる」
 (財)日本生態系協会会長 池谷奉文

(4) リレートーク

「自治体と企業の先進的な取り組み」

北海道黒松内町長 若見雅明氏

長崎県対馬市長 財部能成氏

兵庫県豊岡市長 中貝宗治氏

千葉県野田市長 根本 崇氏

埼玉県戸田市長 神保国男氏

住友信託銀行CSR担当部長 金井司氏

(5) 総括 東京都大学教授 涌井史郎氏
 (6) 閉会 18:00
 (7) 懇親会 18:15-20:00
 (有料・希望者のみ)

8. 申込み問合せ先

(財)日本生態系協会 国際フォーラム係

[電 話] 03-59551-0244

[FAX] 03-59551-2974

[メール] forum2010@ecosys.or.jp

[URL]

http://www.ecosys.or.jp/eco-japan/

〔開催概要〕

1. 日時：平成22年7月29日(木)

12:30～18:00(12:00開場)

2. 会場：津田ホール

(東京都渋谷区千駄ヶ谷)

3. 主催：(財)日本生態系協会

4. 後援：総務省、国土交通省、ドイツ連邦

共和国大使館、東京都、全国知事

会、全国市長会、全国町村会、経

団連自然保護協議会、(社)日本都

市計画学会、(社)土木学会、自治

体学会、日本ヒオトープ管理士会

など

5. 対象：自治体リーダー、国会・地方議員、

行政職員、企業、研究者、民間団

体など、自然と共存するまちづく

支えます、豊かな暮らし
 お手伝いします、魅力ある地域づくり

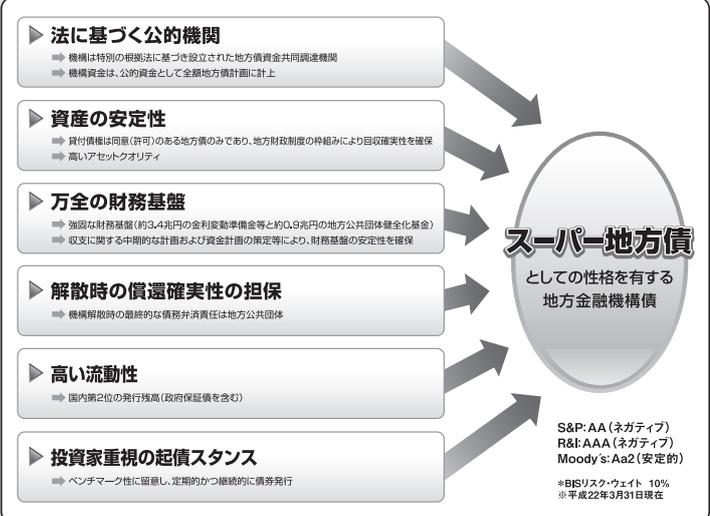
地方金融機構債券の紹介

地方公共団体に対する貸付等に必要資金調達には、政府保証のない一般担保付公募債である地方公共団体金融機構債券(地方金融機構債券)の発行を基本とし、必要な資金を安定的に資本市場から調達しています。

地方金融機構債券は、強固な財務基盤等を背景に安全性の極めて高い債券です。



地方の 地方による 地方のための
地方公共団体金融機構
 Japan Finance Organization for Municipalities



当機構の詳細についてはホームページをご覧ください。 <http://www.jfm.go.jp>

随 想

私のまちづくりの原点

静岡県吉田町長 田村 典彦



平成15年の統一地方選で当選してから、既に7年の歳月が過ぎました。私は55歳で帰ってきたUターン組の一人です。生まれ故郷に帰ってきた訳ですから、親戚や知人はおりました。然しながら、帰るまで30年以上にわたり故郷を離れていましたので、故郷の現況についての知識は疎いものがありました。

平成15年の選挙に立候補するに当たり、有権者の考えなどを知る必要がありました。選挙の定石は、ドブ板での有権者訪問です。平成14年3月から始めました。ゼンリン住宅地図を傍らにおよそ8、300軒の家を一軒一軒訪ねました。仕事の傍らでしたので、終わるまでに約10ヶ月かかりました。その年の暮れの12月28日に記者クラブで立候補の声を挙げました。

有権者の要望は、大きく二つになりました。一つは透明で分かりやすい入札、もう一つは日曜日の役所の開庁です。

入札について言えば、当時の落札率は殆ど99%を超しており、談合の匂いが漂っていました。有権者は談合の匂いを嗅ぎ、談合のできない入札の仕組みを作るよう要求しました。日曜開庁について言えば、仕事を休んで役所での用事をこなす不便さをなくすよう要求しました。

談合のできない入札は、発注者が入札者を特定しないことで、談合が無意味となるような仕組みを作るのが鍵です。次のように考えて創りました。まず、入札参加者は、単に資格を保有していればよしとしました。次いで、入札者を抽選で決めました。どの業者が入札に参加できる

のか、まさに抽選の運次第になりました。業者間で事前に談合しても、談合で決まった業者が抽選によって入札に参加できるかどうか分かりませんが、談合は無意味になります。抽選型指名競争入札と名付けられた入札の仕組みによって、落札率が導入以前の99%から導入後は82%から85%に下がりました。有権者から求められた透明で分かりやすい入札が生まれたのです。

日曜日の開庁は、行政がサービスであることを考えれば当然のことです。行政は納税者の納めた税金で運営されています。有体に言えば、納税者の懐に手を突っ込み、財布を取り出してこじ開け、法律で決まっていると取り上げたものが税金です。民間の会社が購入者の欲しいものを売って得た利益とは根本的に違うものだと考えなければなりません。税金によって納税者に提供する行政サービスは、民間会社が購買者に提供するサービスとは根本的に違うものです。納税者には税金を払うか払わないかの選択はありませんが、購買者にはモノを買うか買わないかの選択はあります。役所は納税

者に対して利便性を図ることが求められます。納税者の目に見え、肌で感じられる利便性が日曜開庁に他ならないと考えました。

入札改革も日曜開庁も既得権を持つた者に痛みを強いるものです。入札改革は建設業者であり、日曜開庁は職員です。抽選型指名競争入札の導入は、それまでの建設業界の慣行を解体するものであり、日曜開庁は土曜日や日曜日は無条件に休日だと受け止めていた職員に出勤を強要するものでした。入札改革はディフェンディング・チャンピオンがないことでガチンコの競争を可能にし、日曜開庁は納税者が休んで用事を済まさなければならぬ理不尽さをなくしました。

私のまちづくりは入札改革と日曜開庁で始まり、恣意性の働かない行政運営の仕組みづくりを探っています。まちづくりの原点は、納税者である有権者の視点に立ち、視線に合せ、理解を求め、支持を得ることに尽きるものと思ひ、悩むときはいつも其処に戻ります。